

「食品ロス削減行動意欲促進効果実証実験業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「食品ロス削減行動意欲促進効果実証実験業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・事業スケジュール等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は問わない。

- (1) 業務実績、業務の実施体制
- (2) 当該業務に関する具体的な事項
- (3) 企業としての取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実績・実施体制
 - ア 実績・経験
 - イ 業務の実施体制
- (2) 業務に関する提案
 - 業務の提案内容と実現性
- (3) 企業としての取組
 - ア ワーク・ライフ・バランスに関する取組
 - イ 障害者雇用

2 提案内容の評価にあたって、提案者によるプレゼンテーション及び提案者へのヒアリングを実施する。ヒアリングはプレゼンテーションと同時に実施する。

3 提案書・プレゼンテーション・ヒアリングを基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価結果が同点の場合には、業務に関する提案の合計点が最も高い者を特定する。

5 業務に関する提案の合計点数も同点の場合は、提示金額の低い者を特定する。

6 提示金額が同額の場合は、くじで特定する。

7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、食品ロス削減行動意欲促進効果実証実験業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	資源循環局	家庭系対策部長
副委員長	資源循環局	政策調整課長
委員	資源循環局	政策調整部長
	資源循環局	業務課長
	資源循環局	一般廃棄物対策課長
	資源循環局	保土ヶ谷事務所長
	温暖化対策統括本部	SDGs未来都市推進課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を資源循環局委託等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。